

# 平成 22 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	7	府 省 庁 名 環 境 省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不動産取得税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> 事業所税 その他( )	
要望項目名	認定長期優良住宅に係る軽減措置の延長	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 省エネ性、耐久性、耐震性及び可変性を備えた質の高い住宅の供給及び適切な維持管理等による住宅の長寿命化を推進するため、認定長期優良住宅に係る不動産取得税及び固定資産税について、以下のとおり軽減措置の特例を創設する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p style="margin-left: 20px;">不動産取得税：新築住宅：課税標準から 1300 万円控除</p> <p style="margin-left: 20px;">固定資産税：中高層耐火建築物以外の住宅</p> <p style="margin-left: 40px;">新築から 1～5 年目 1 / 2 減額</p> <p style="margin-left: 20px;">中高層耐火建築物である住宅</p> <p style="margin-left: 40px;">新築から 1～7 年目 1 / 2 減額</p>	
〔関係条文〕	〔 地方税法第 73 条の 14、地方税法附則第 11 条、第 15 条の 7 〕	
要望理由	<p>人口減少社会が到来し、地球温暖化問題、資源エネルギー問題がますます深刻化する中で、これまでの「住宅をつくっては壊す」社会から「いいものを長く大切に使う」社会への移行が求められている。</p> <p>住宅ストックの質を高めるとともに、省エネ性能等、一定の品質を備えた住宅の取得・流通を通じ、国民の多様な居住ニーズに対応した豊かな住生活の実現とともに京都議定書目標達成計画に基づく温室効果ガス排出量を 1990 年比で 6 %削減するという目標、また、2020 年までに 25%削減するという目標を達成し低炭素社会を実現するためには、最終エネルギー消費の約 3 割を占める民生部門のエネルギー消費による CO2 排出量を削減することが不可欠であり、エネルギー起源の CO2 排出量が一貫して増大し続けている家庭部門における一層の省エネルギー対策が急務となっており、できるだけ多くの住宅の省エネルギー性能を高める必要がある。</p> <p>しかしながら、日本の滅失住宅の平均築後年数は他国に比べ著しく短い状況であるほか（米 55 年、英 77 年に対し、日本は 30 年）既存住宅ストックの流通量も極めて低い水準に留まっているのが現状である（全住宅取引に占める既存住宅取引の割合は、米 77.6%、英 88.8%、仏 66.4%に対し、日本は 13.1%）</p> <p>住生活基本法及び住生活基本計画、京都議定書目標達成計画等を踏まえ、省エネルギー性能の向上した質の高い住宅ストックの形成を進めるとともに、良質な住宅が円滑に取得・流通される市場を整備し、成熟社会及び低炭素社会の実現にふさわしい豊かな住生活の実現を図ることが求められているが、そのためには、取得コストの増加が見込まれる認定長期優良住宅に係る取得負担の軽減を図り、普及を促進することが必要である。</p>	
減収見込額	（初年度） 2 4 8 （平年度） 4 5 9 1 （単位：百万円）	
地方税以外の措置	既存	<p>・ 国税</p> <p>住宅ローン減税制度</p> <p>長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除</p> <p>・ 融資、補助金その他</p>
	22 年度の望	<p>・ 国税</p> <p>・ 融資、補助金その他</p>
過去の要望経緯		
本要望に対応する	-	



# 平成22年度税制改正（地方税）要望事項 < 別表 >

（ 既存税制の政策効果 ）

対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) <span style="border: 1px solid black;">不動産取得税</span> <span style="border: 1px solid black;">固定資産税</span> 事業所税 その他( )
要望項目名	認定長期優良住宅に係る軽減措置の延長
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">延長 又は 拡充の 要望を 必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 住生活基本法及び住生活基本計画、京都議定書目標達成計画等を踏まえ、省エネルギー性能の向上した質の高い住宅ストックの形成を進めるとともに、良質な住宅が円滑に取得・流通される市場を整備し、成熟社会及び低炭素社会の実現にふさわしい豊かな住生活の実現を図る。 低炭素社会を実現するためには、最終エネルギー消費の約3割を占める民生部門のエネルギー消費によるCO2排出量を削減することが不可欠であり、温室効果ガスの排出が一貫して増加し続けている家庭部門からの排出量を削減するため、省エネ性能に優れた長期優良住宅を普及し、2020年までに1990年比で25%の温室効果ガス排出量を削減するという目標（2009年9月国連気候変動首脳会合、鳩山総理スピーチ）及び、京都議定書に基づく2008年から2012年の間の平均で1990年比で6%の温室効果ガスを削減するという目標の実現を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 人口減少社会が到来し、地球温暖化問題、資源エネルギー問題がますます深刻化する中で、これまでの「住宅をつくっては壊す」社会から「いいものを長く大切に使う」社会への移行が求められており、住宅政策においても、住宅ストックの質を高めるとともに、一定の品質を備えた住宅の取得・流通を通じ、国民の多様な居住ニーズに対応した豊かな住生活及び低炭素社会の実現を目指す必要がある。 しかしながら、日本の滅失住宅の平均築後年数は他国に比べ著しく短い状況であるほか（米55年、英77年に対し、日本は30年）既存住宅ストックの流通量も極めて低い水準に留まっているのが現状である（全住宅取引に占める既存住宅取引の割合は、米77.6%、英88.8%、仏66.4%に対し、日本は13.1%）。 今後、質の高い住宅の市場供給を促進するためには、住宅の流通に係るコストの低減が課題となるが、取得コストの増加が見込まれる認定長期優良住宅に係る取得負担の軽減を図り、普及を促進することが必要である。 また、温室効果ガスの排出が一貫して増加し続けている民生部門からの排出量を削減する（家庭部門からの排出量は1990年比で32.9%増加（2007年））ためには、今後の住宅ストックを省エネ化することが、京都議定書目標の達成のみならず、上記（1）の2020年目標を達成するためにも不可欠である。</p> <p>(3) 要望の措置の適正性 認定長期優良住宅の取得を促進し、質の高い住宅ストックの形成を図るため、当該住宅の取得・流通に係る税負担の軽減を図ることが効果的である。 租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか。 人口減少社会が到来し、地球温暖化問題、資源エネルギー問題が深刻化する中で、「住宅をつくっては壊す」社会から「いいものを長く大切に使う」社会及び低炭素社会に移行することが求められている。 住宅ストックの質を高めるとともに、省エネ性能等、一定の品質を備えた住宅の取得・流通を通じ、国民の多様な居住ニーズに対応した豊かな住生活及び低炭素社会の実現を目指す必要がある。 租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか。 長期優良住宅の普及の障害となりうる取得費用の増加に対して、取得時に減税措置を講じることで当該費用負担を緩和するもの。 租税特別措置等に補助金等他の政策手段として比して「相当性」が認められるか。 長期認定住宅の認定を受ける全ての者を対象とする支援措置であり、個別に補助金の申請手続を求めて交付するよりも減税措置を講じる仕組みの方が国民、行政双方にとって負担の軽減の観点から優れている。</p>
これまでの政策効果	本制度の対象となる長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定長期優良住宅の認定開始日は平成21年6月4日であり、目標の達成状況を把握することは現時点において困難であるが、今後、積極的に活用される制度であると考えている。

<p>要望する 延長期間中 の達成目標</p>	<p>( 2 年延長を要望)</p> <p>住生活基本計画(平成18年9月19日閣議決定)において、国民一人一人が、それぞれの価値観、ライフスタイルやライフステージに応じた住宅を、無理のない負担で安心して選択できる住宅市場の実現を目指すとともに、良質な既存住宅の流通が円滑に行われる住宅市場の実現を目指すこととされている。</p> <p>《指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住宅の流通シェア(既存住宅の流通戸数の新築を含めた全流通戸数に対する割合) 13%(平成15年) 23%(平成27年)</li> <li>・滅失住宅の平均築後年数 約30年(平成15年) 約40年(平成27年)</li> </ul> <p>また、京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定)において、家庭部門における温室効果ガスの排出削減対策・施策の取組の一つとして、「住宅の省エネルギー性能の向上」が記載されている。</p> <p>《指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭部門からの2010年度の排出量の目安(基準年(1990年)増減比) +32.9%(2005年度(平成19年度)) +8.5~+10.9%(2010年度(平成22年度))</li> </ul>
<p>前回要望時 の達成目標</p>	<p>-</p>
<p>上記目標の 達成度 未達成の場合 はその理由</p>	<p>-</p>
<p>これまでの 要望経緯</p>	
<p>ページ</p>	<p>- 2</p>